

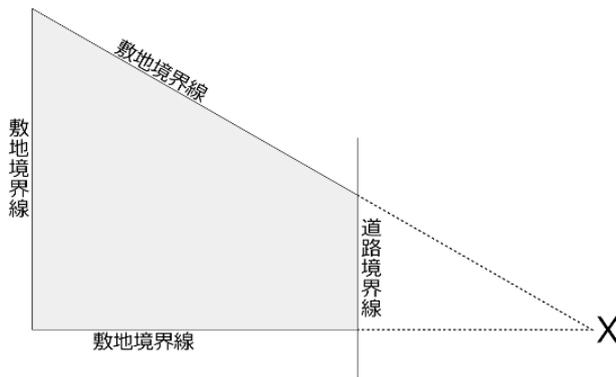
「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の 上落合中央・三丁目地区における対面する敷地境界線との距離に関する基準

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 19 年 10 月 17 日条例第 57 号）別表第 2 第 18 号上落合中央・三丁目地区地区整備計画壁面の位置の制限の項第 4 号に規定する、「区長が別に定めるところ」による対面する敷地境界線との距離の算定方法を次のとおり定める。

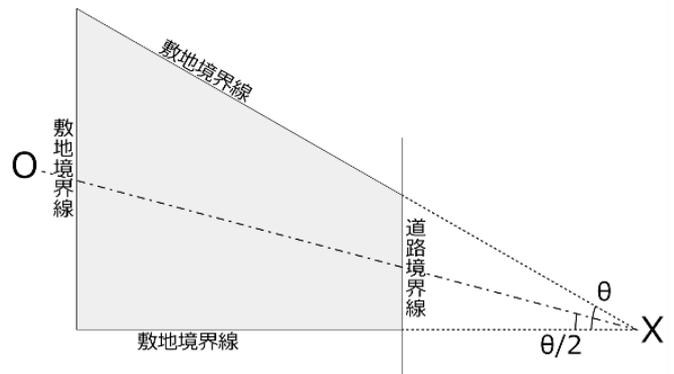
（対面する敷地境界線との距離の算定方法）

対面する敷地境界線との距離の算定方法は、次に示す方法とする。

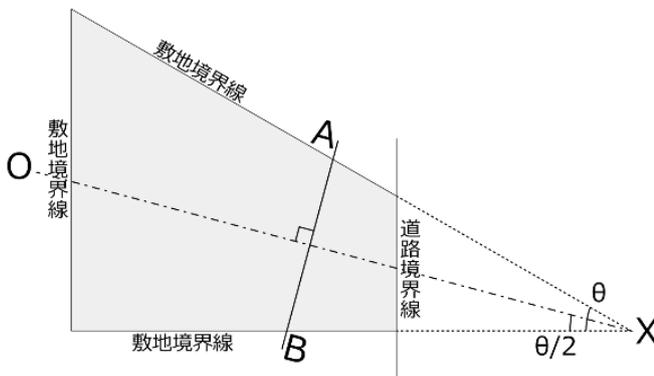
(1)対面する敷地境界線が交わるまで
それぞれの線を延長し、
その交点を X とする。



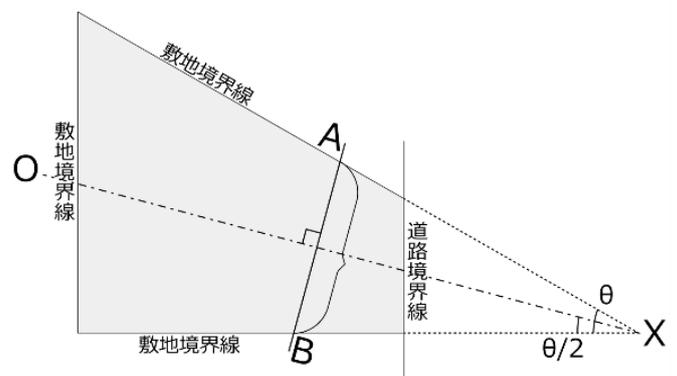
(2)交点 X から、角の二等分線を作図し線分 XO とする。



(3)線分 XO に対して垂直な線を作図し、
対面する敷地境界線との交点を
それぞれ A, B とする。



(4)線分 AB の距離を測定する。



附則

この基準は、令和元年 6 月 21 日から施行する。